

平成21年経済センサス - 基礎調査について

総務省統計局では、平成21年7月1日現在で、「平成21年経済センサス-基礎調査」を実施します。今回初めて実施されるこの調査について、内容をご紹介します。

1. 経済センサスとは

経済センサスは、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化とともに新たに創設する調査です。

調査の目的は、事業所及び企業の活動の状態を明らかにするとともに、我が国における包括的な産業構造を明らかにし、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することです。

調査は平成21年度に、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模などの基本的構造を、全国及び地域別に明らかにするための「経済センサス-基礎調査」を実施した後、平成23年度に、事業所・企業の活動状況を明らかにするための「経済センサス-活動調査」を実施します。

これらの調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

～事業所・企業の母集団情報～

経済センサスの「センサス」とは「全数調査」の訳語であり、全ての対象をもれなく調査することを意味します。

一方、一部について調査を行った上で全体を推計する調査を「抽出調査」といいますが、この抽出調査から正確な情報を得るためには、全体の数が必要になります。このような情報を「母集団情報」と呼んでいます。

2. 「経済センサス-基礎調査」はどのように行われるのか

(1) 調査の時期

平成21年7月1日現在で実施します。

(2) 調査の対象

全国のすべての事業所及び企業が対象となります。

新たな事業形態の出現や情報通信技術の親展に伴って、SOHOなど外観からは捉えにくい事業所やオートロックマンション内の事業所が増加していることから、商業・法人登記の情報等も活用して調査します。

(3) 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調査員調査と、国・都道府県・市区町村による調査に分けて行われます。

① 調査員による調査

一定規模以下の事業所・企業を対象。

調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、記入済の調査票を回収します。

② 国（総務省）、都道府県又は市区町村による調査

一定規模以上の事業所・企業を対象。

国(総務省) , 都道府県又は市区町村から調査票を郵送により配布し, 記入済の調査票を郵送又はインターネットで回収します。

(4) 調査項目

今回の基礎調査では, 事業活動の種類に関わらず, 従業者規模など, 事業所の基本的な属性だけを調査します。調査項目は下記の13項目です。

- ① 名称及び電話番号
- ② 所在地
- ③ 事業所の従業者数
- ④ 事業所の事業の種類・業態
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 経営組織
- ⑦ 資本金等の額及び外国資本比率
- ⑧ 決算月
- ⑨ 持株会社か否か
- ⑩ 親会社の有無等, 子会社の有無等
- ⑪ 法人全体の常用雇用者数
- ⑫ 法人全体の主な事業の種類
- ⑬ 支所数の有無及び支所数の数



3. 調査結果はどのように利用されるのか

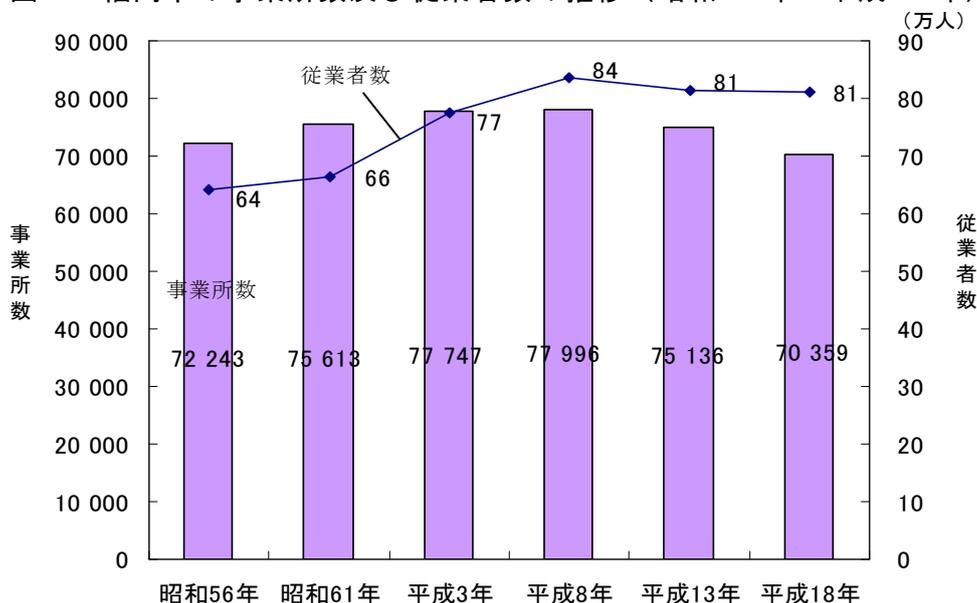
地方消費税の清算及び市町村への交付の際の基礎資料や国民経済計算の推計への利用など, 経済, 環境, 雇用, 中小企業, 男女共同参画等様々な行政施策の基礎資料として利用されます。

これから紹介するグラフ等は, 平成18年まで実施された「事業所・企業統計調査」の結果を基に作成しています。

☆ 福岡市の事業所数, 従業者数の推移

福岡市の事業所数の推移を見ますと, 平成8年調査までは増加傾向にありましたが, 平成13年調査から減少に転じています。従業者数は, 平成8年調査まで上昇し近年は横ばいとなっています。

図1 福岡市の事業所数及び従業者数の推移(昭和56年~平成18年)



☆ 産業（大分類）別事業所数

調査項目の「事業所の種類」は、その事業所がどの産業に属しているかを決定するために使用されます。この調査によりどのような産業の事業所が多いのか等がわかります。

福岡市の事業所数の産業大分類別の構成比を見ますと、「卸売・小売業」が31.4%と最も高く、次に「サービス業」が20.7%、「飲食店・宿泊業」が15.4%と続いています。

また区ごとに見ますと、いずれの区も「卸売・小売業」が最も多く、次いで「サービス業」となっていますが、「建設業」、「医療・福祉」、「不動産業」、「運輸業」などは区で違いが見られます。

図2 福岡市の産業（大分類）、行政区別事業所数

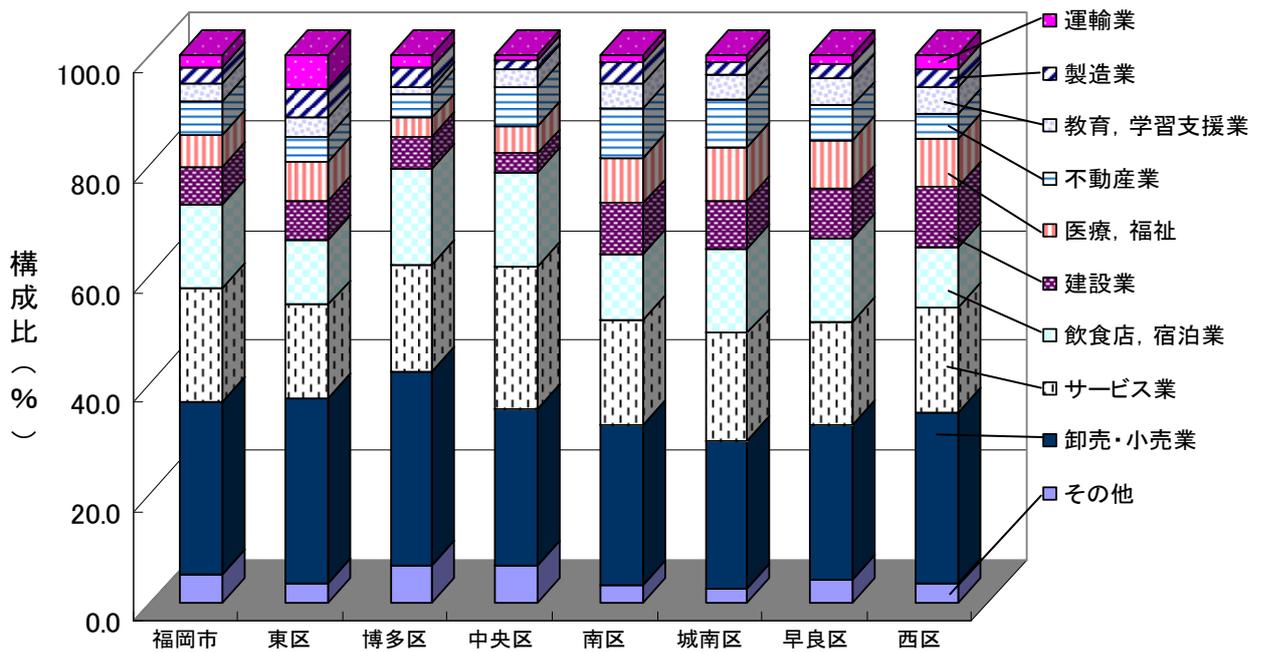


表1 福岡市の産業（大分類）、行政区別事業所数

産業（大分類）	全市		東区		博多区		中央区		南区		城南区		早良区		西区	
	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)
A-R 総数	70,359	100.0	8,728	100.0	21,080	100.0	17,651	100.0	8,149	100.0	3,407	100.0	6,652	100.0	4,692	100.0
A-C 農林漁業	40	0.1	9	0.1	6	0.0	3	0.0	9	0.1	0	0.0	6	0.1	7	0.1
D 鉱業	4	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0
E 建設業	4,617	6.6	608	7.0	1,218	5.8	625	3.5	753	9.2	304	8.9	590	8.9	519	11.1
F 製造業	2,141	3.0	427	4.9	725	3.4	291	1.6	312	3.8	75	2.2	171	2.6	140	3.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	107	0.2	27	0.3	33	0.2	16	0.1	4	0.0	6	0.2	10	0.2	11	0.2
H 情報通信業	1,568	2.2	51	0.6	721	3.4	573	3.2	67	0.8	18	0.5	112	1.7	26	0.6
I 運輸業	1,576	2.2	552	6.3	478	2.3	146	0.8	111	1.4	45	1.3	116	1.7	128	2.7
J 卸売・小売業	22,113	31.4	2,955	33.9	7,491	35.5	5,041	28.6	2,373	29.1	914	26.8	1,874	28.2	1,465	31.2
K 金融・保険業	1,399	2.0	118	1.4	482	2.3	464	2.6	132	1.6	42	1.2	100	1.5	61	1.3
L 不動産業	4,297	6.1	408	4.7	932	4.4	1,279	7.2	746	9.2	296	8.7	428	6.4	208	4.4
M 飲食店、宿泊業	10,802	15.4	1,045	12.0	3,733	17.7	3,005	17.0	976	12.0	523	15.4	1,010	15.2	510	10.9
N 医療、福祉	4,222	6.0	616	7.1	712	3.4	895	5.1	664	8.1	330	9.7	587	8.8	418	8.9
O 教育、学習支援業	2,295	3.3	326	3.7	296	1.4	571	3.2	377	4.6	158	4.6	329	4.9	238	5.1
P 複合サービス事業	393	0.6	66	0.8	115	0.5	73	0.4	44	0.5	18	0.5	31	0.5	46	1.0
Q サービス業 (他に分類されないもの)	14,572	20.7	1,489	17.1	4,057	19.2	4,619	26.2	1,569	19.3	672	19.7	1,269	19.1	897	19.1
R 公務 (他に分類されないもの)	213	0.3	31	0.4	80	0.4	49	0.3	12	0.1	6	0.2	18	0.3	17	0.4

☆ 従業者規模別事業所数

調査項目の「従業者数」は最も基本的な属性のひとつで、事業所の規模を表す指標として使用されます。

従業者規模別事業所数を見ますと、従業者が4人以下の事業所が53.3%と半数以上を占めています。また平成13年と比べますと「300人以上」、「100～299人」、「20～29人」の事業所数は増加していますが、それ以外は減少しており、特に「4人以下」の事業所が3,857減と、総減少数4,777の8割を占めています。

図3 福岡市の従業者規模別事業所数
(平成13,18年)

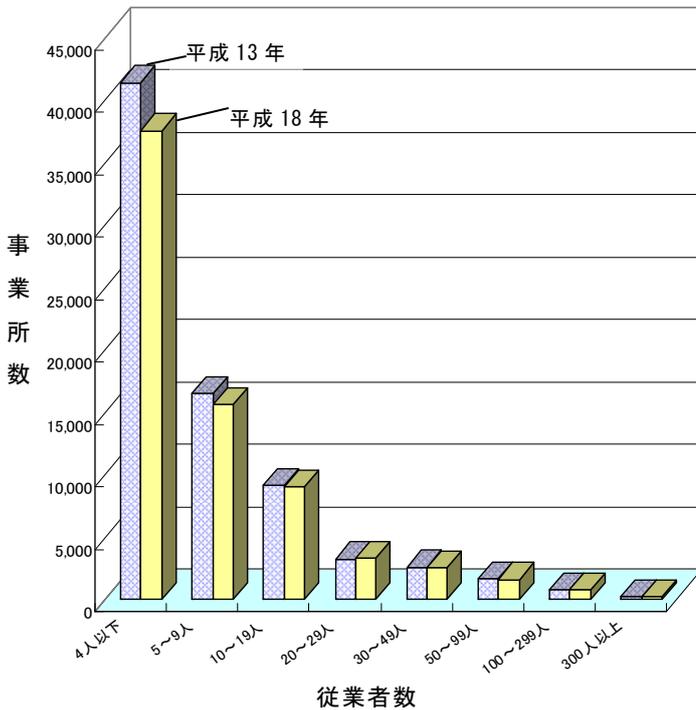


表2 福岡市の従業者規模別事業所数
(平成13,18年)

従業者規模	事業所数			
	平成13年	平成18年		
		構成比	増減数	
%				
総数	75,136	70,359	100.0	△ 4,777
4人以下	41,371	37,514	53.3	△ 3,857
5～9人	16,482	15,595	22.2	△ 887
10～19人	9,094	9,011	12.8	△ 83
20～29人	3,192	3,298	4.7	106
30～49人	2,537	2,479	3.5	△ 58
50～99人	1,596	1,551	2.2	△ 45
100～299人	705	744	1.1	39
300人以上	159	167	0.2	8

4. 結果の公表について

集計した結果は、総務省から刊行物又はホームページにより公表されます。

(1) 速報集計

平成22年6月末までに公表されます。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成22年11月末までに公表されます。

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果については平成22年11月末までに、

親会社と子会社の名寄せ後の結果については平成23年3月末までに公表されます。

5. 経済センサスー基礎調査の円滑な実施について

統計法では、基幹統計調査については、調査対象者（事業所・企業）に報告の義務を課していますが、一方で、調査に携わる者（調査員や国、都道府県、市区町村の統計関係職員）に対しても、秘密の保護、調査票の適正な管理及び結果の公表などの責務も規定しております。調査の円滑な実施に、ご理解とご協力をお願いいたします。

～資料～ 総務省統計局ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kouhou/index.htm>